

# 2月23日は「税理士記念日」

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税などなど、税に関するどんなご質問にも無料でお答えします。お気軽にご相談ください。

こんな時は、  
税理士さんに聞いてみよう。

開業したんだけど、  
どうしたらいいですか？

家を妻の名義にしたら  
税金は？

ふるさと納税したら、  
申告は？

インボイスってどうしたら  
いい？

生前贈与の税金は？

ドルや金を売ったんだけど？

減価償却って何？

生命保険の満期がきたけど…？

お気軽にご相談ください！



お気軽にお電話してください。  
**無料でんわ相談室**

●税理士は、税務に関するスペシャリストです。●税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。●信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携帯しています。●職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

2月21日(火)・22日(水) 午前10時→午後4時 芦屋 0797-32-9611 神戸 078-222-6911 加古川 079-456-1611

- 芦屋支部
- 神戸支部
- 長田支部
- 明石支部
- 灘支部
- 兵庫支部
- 須磨支部
- 加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しい案内をご覧ください。

近畿税理士会 検索 <https://www.kinzei.or.jp>

**近畿税理士会**  
**兵庫県第1支部連合会**  
申告相談は、税理士へ。